

令和6年度しずおかごちそうフェア運営等業務委託 仕様書

1 委託する業務名

令和6年度しずおかごちそうフェア運営等業務委託

2 業務の目的

本県は、日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土に恵まれ、生産される農林水産物の数は全国でもトップクラスを誇るなど、数・質ともに食材の宝庫、いわば「食材の王国」である。

この「場の力」を活かし、県産食材を使用した特別メニューを提供するフェアと、飲食店事業者や観光事業者及び生産者を対象とした交流会を開催することで、本県の魅力発信による誘客促進及び飲食店と生産者の取引拡大を促進する。

3 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

4 基本方針

- ・地域の旬の食材を活かした料理等を味わえるフェアを開催すること。
- ・飲食店事業者及び観光関係事業者と生産者の持続的な関係性を築く契機となること。
- ・県内飲食店が、多様な食文化に対応できるようになること。

5 事業内容

(1) フェアの運営業務

概要	ふじのくに食の都づくり仕事人店舗で、地域の旬の食材を使用した特別メニューを提供する
対象	食の都づくり仕事人が在籍する店舗（50店舗程度）
期間	令和6年6月～令和7年3月 ※フェア開催期間は、令和6年10月～令和7年1月のうち、2ヶ月とする
業務内容	<p>ア 企画の設計</p> <ul style="list-style-type: none">・県と協議の上、スケジュール及び内容を設計する。 <p>イ キービジュアルの提案</p> <ul style="list-style-type: none">・県民及び来静者のフェア参加店舗への来店を促進するようなフェアのキービジュアルを提案する。・また、キービジュアルから、ふじのくに食の都づくり仕事人及びフェアの開催時期に合わせた本県ならではの旬の食材をイメージすることができること。 <div data-bbox="1050 1556 1380 1814"></div> <p><参考> R 5 キービジュアル</p>

業務内容	<p>ウ 販促物の作成・発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キービジュアルを用いて以下の販促物を作成し、作成した販促物を参加店舗へ発送する。 <ul style="list-style-type: none"> ①ポスター（A 1・カラー）50 枚 ②ポスター（B 2・カラー）150 枚 ③ちらし（A 1・カラー）500 枚 ④カード（名刺サイズ・カラー）5,000 枚 <p>エ 参加店舗の募集・管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問、電話及びメール等によりふじのくに食の都づくり仕事人にフェア開催を周知し、参加店舗を募集する。 ・フェア説明資料を作成し、窓口としてふじのくに食の都づくり仕事人等からの質疑に対応するとともに、参加店舗の把握や実施状況の確認、連絡調整、広報管理を行う。 <p>オ 情報発信の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や来静者へフェアの開催周知について、効果的な方法を提案する（例：TV、サイネージ動画等）。 ・県公式サイト「ふじのくに食の都情報センター」内にフェアの概要と参加店舗を紹介する特設ページを作成する。 <参考>R 5 特設ページURL https://fujinokuni.shokunomiyakoshizuoka.pref.shizuoka.jp/restaurantfair2023/ ・県公式 Instagram 「ふじのくに食の都@fujinokuni_syokunomiyako」にて、参加店舗を個々に紹介する投稿を行う。 ・キービジュアルを用いた画像を作成等、フェア参加店舗のフェアに関する情報発信を支援する。 <p>カ キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェア参加店舗への来店者を促進するため、景品を配布するキャンペーンを実施する。 <参考>R 5 は特別メニュー注文者にウェルカムドリンクを提供 ・フェアの効果を確認するため、アンケート回答者に抽選で景品を配布するキャンペーンを実施する。 <p>キ アンケートの実施・集計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェア参加店舗及びフェア来店対象者用のアンケートを実施し、集計結果を県に提出する。
------	---

(2) 交流会の運営業務

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時期はフェアの開催前とし、料理人が生産者との交流を通じて、新たな食材の取引やメニュー開発につながる機会とすること。 ・参加対象に観光事業者を含め、フェアの周知や旅行商品化につながる企画とすること。 ・生産現場 3 か所以上に訪問し、県産食材についての理解を深める機会を設けること。 ・多様な食文化に対応するための具体的な取組について学ぶ機会を設けること。
対象者	飲食事業者及び観光関係者 15 人程度

期 間 及び 回 数	フェア開催前までに1回
業務内容	<p>ア 企画の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との協議の上、視察先の選定及び当日のスケジュールを設計する。 ・試食やサンプルの提供により、対象者が参加したくなるような交流会を行う。 <p>イ 参加者の募集・管理調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問、電話及びメール等により対象者に交流会を周知し、参加者を募集する。 ・窓口として対象者等からの質疑に対応するとともに、参加店舗の把握や実施状況の確認、連絡調整、広報管理を行う。 <p>ウ 当日の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営マニュアル及び当日資料を作成する。 ・当日資料は印刷し、当日参加者へ配布する。 ・当日の運営に必要な司会、会場設営等の運営スタッフを手配する。 <p>エ 情報発信の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公式 Instagram 「ふじのくに食の都@fujinokuni_syokunomiyako」にて、訪問先を紹介する投稿を行う。 <p>オ アンケートの実施・集計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会終了後、参加者へアンケートを実施し、集計結果を県に提出する。

(3) 成果品の提出

上記の業務が完了した時は、成果品として、実績報告書及び本業務により作成したデータ等を県に提出すること。

なお、事業の様子が分かるように写真を添付し、実施内容、事業効果及び反省点を記載した報告書を提出すること。

6 スケジュール

(1) フェアの運営業務

時 期	業 務
6月	企画の設計
6～9月	参加者の募集、キービジュアルの提案、販促物の作成・発送
10～1月	フェアの実施
12～3月	アンケートの実施・集計・報告
随時	管理調整、情報発信の実施

(2) 交流会の運営業務

時 期	業 務
6月	企画の設計

6～10月	参加者の募集
7～11月	交流会の実施
7～12月	アンケートの実施・集計・報告
随時	管理調整

(3) 成果品の提出

時 期	仕 様
1～3月	成果品の提出

7 事業費に関する事項

本事業にかかる経費は、事業に必要な費用で下記のとおりとする。

(1) フェアの運営業務

企画の設計に係る人件費、テーマ及びキービジュアルの提案に係る人件費、販促物作成・発送に係る人件費、ポスター（A1）資材費、ポスター（B2）資材費、ちらし（A4）資材費、カード（名刺サイズ）資材費、販促物発送費、参加店舗の募集・管理調整に係る人件費、通信費、情報発信の実施に係る人件費、HP作成に係る人件費、Instagram投稿画像作成に係る人件費、店舗販促用画像作成に係る人件費、テレビ等宣伝費、Instagram広告費、キャンペーンに係る人件費、キャンペーン用景品代、キャンペーン用景品代景品発送費、アンケートの実施・集計に係る人件費

(2) 交流会の運営業務

企画の設計に係る人件費、参加者の募集・管理調整に係る人件費、通信費、当日の運営に係る人件費、資料印刷費、講師報償費、研修費、バス代、保険代、サンプル代、その他消耗品に係る費用

(3) 成果品の提出

アンケートの実施・集計に係る人件費

8 その他留意事項

- ・ 県が転載や編集、改訂等を行う場合には著作権者人格権を行使しないこと。（個々の情報データやテキストデータを含む）
- ・ 受託者（再委託先含む）は、業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- ・ 再委託先については受託者の責任の基、指導・管理を徹底すること。
- ・ 再委託先にて不祥事があった場合に、その責任は全て受託者のものとする。
- ・ 業務遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 業務委託を円滑に遂行するため、委託業務の責任者を選任し、県に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、県の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に定める以外の事項については、県の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- ・ 天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託の中止または内容を変更する場合がある。
- ・ 「5 事業内容」に記載した各業務の実施数量を超えた場合、超えた分に係る全ての費用については、契約額の中で収めること。